

神奈川土建一般労働組合
どけん共済会

がおすすめする

どけんセット共済



力を合わせて万一に備える大型保障

団体生命共済

団体定期生命共済



交通事故のトータル保障

交通災害共済

交通災害共済F型

● **団体生命共済**

不慮の事故による
死亡共済金

最高 **2,000万円**

● **交通災害共済F型**

死亡・重度障害
共済金

最高 **500万円**



中途加入
することも
可能です。

今回の団体共済のご案内は
任意上積み分となります。

*契約期間 2021年7月1日～2022年6月30日 *お申し込みは6月11日(金)までに組合へ

神奈川土建一般労働組合

☎045-453-9806

横浜支部 ☎045-542-4316
横浜緑支部 ☎045-985-1903
南横浜支部 ☎045-831-9092
横浜西支部 ☎045-367-4624
横浜中央支部 ☎045-722-8727
横浜戸塚支部 ☎045-800-1345
横浜鶴見支部 ☎045-508-5101
川崎支部 ☎044-355-0456
川崎中央支部 ☎044-865-7936
川崎西支部 ☎044-931-3336
横須賀三浦支部 ☎046-835-7720
湘南支部 ☎0466-88-3643

大和支部 ☎046-200-5388
厚木支部 ☎046-242-3992
相模原支部 ☎042-754-8023
西相支部 ☎0465-47-1700
平塚支部 ☎0463-33-3400
座間海老名支部 ☎046-255-3215
茅ヶ崎寒川支部 ☎0467-57-0050
鎌倉逗子葉山支部 ☎0467-61-3888

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

神奈川推進本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

1420E012



安心は大きければ大きいほどいいですね。
とは言っても、家計にムリをしたのでは
何にもなりません。そこで、おすすめします。

力を合わせて万が一に備える大型保障

団体生命共済

団体定期生命共済

加入資格

組合員

満15歳から満64歳までの方で次ページ1～3のいずれにも該当しない人。

配偶者

満64歳までの配偶者で次ページ1～3のいずれにも該当しない人。

子ども

組合員と生計を一にする満24歳までの未婚の子で
次ページ1～3のいずれにも該当しない人。

加入できる範囲・契約口数

組合員

満15歳～満59歳の方……………10～100口

満60歳～満64歳の方……………10～ 60口

配偶者

満59歳までの方……………10～100口

満60歳～満64歳の方……………10～ 60口

子ども

満3歳までの方……………10～ 30口

満4歳～満24歳の方……………10～ 60口

満65歳以上

(7月1日現在)

**の方は、ご継続
できません。**

- 59歳以前からの継続加入の方は、それまでの契約口数まで加入できます。(64歳が加入限度となります)
- 今回、増口を希望される方は、増口分について健康状態の回答が必要です。

団体生命共済 4つの特長

- 1** 労働組合でまとまってご契約をいただきますので共済掛金はお手頃で年齢、性別に関係なく全員同じです。
- 2** 組合員と一緒に、ご家族（配偶者・子ども）も加入できる保障制度です。
- 3** 1年更新なので毎年保障内容の点検・見直しができます。
- 4** 共済掛金は生命保険料控除の対象になります。

団体事務手数料の お支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、共済契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。当会は、この事務手続きに際して生じる費用負担額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

加入資格のある方は以下の項目のいずれにも該当しない人です。

新規または増額して加入される方(被共済者)は、以下のいずれかに該当しますか。該当する方のみ「質問回答欄」の「該当する」に○印をつけてください。○印がない場合は「いずれにも該当しない」と回答したものとさせていただきます。

- 現在、病気(注1)やけがのため、入院・安静加療(注2)をしている、または、入院・安静加療(注2)・手術(注3)を要すると診断されている。
- 過去1年以内に、下記の疾病(注4)により、医師の治療(注5)を受けたこと、または、医師の治療(注5)を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している(注6)場合は該当しません。
- 過去1年以内に、病気(注1)やけが(手足の骨折を除きます)のため連続して14日以上入院・安静加療をしたこと(注7)、または、手術(注3)を受けたことがある。

(注1) 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。

(注2) 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかせ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

(注3) 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金のお支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

(注4) 「下記の疾病」とは、以下に掲げるものをいいます。

ア. 新生物 (がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など)	カ. 肝臓、脾臓の疾患 (肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など)	サ. 血管および血液の疾患 (動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など)
イ. 糖尿病	キ. 腎臓の疾患 (腎炎、腎不全、ネフローゼなど)	シ. 眼の疾患 (白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など)
ウ. 心疾患 (心臓病など。高血圧症を含みます)	ク. 呼吸器の疾患 (肺炎、肺結核、肺炎腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など)	ス. 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、 免疫の疾患 (強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、 骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病、 ベーチェット病、免疫不全症候群など)
エ. 脳血管疾患 (脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳 血栓症など)	ケ. 精神障がい (うつ病、アルコール依存症、統合失調症など)	
オ. 胃、腸の疾患 (胃かいよう、十二指腸かいよう、腸閉 塞、かいよう性大腸炎、腹膜炎など)	コ. 神経の疾患 (髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど)	

(注5) 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置、および食事療法などをいいます。

(注6) 「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。

(注7) 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

掛金と保障額

加入 口数	掛 金 額		病 気 等 に よる 死 亡 ・ 重度障害 共 済 金	不慮の事故等による		不慮の事故による
	組 合 員 配 偶 者	子 ども		死 亡 ・ 重度障害 共済金	障 害 共済金 (3級1・5～14級)	入 院 共済金 (最高180日)
100口	年額 61,200円 月額 5,100円		1,000万円	2,000万円	900万円～40万円	日額 10,000円
90口	年額 55,080円 月額 4,590円		900万円	1,800万円	810万円～36万円	日額 9,000円
80口	年額 48,960円 月額 4,080円		800万円	1,600万円	720万円～32万円	日額 8,000円
70口	年額 42,840円 月額 3,570円		700万円	1,400万円	630万円～28万円	日額 7,000円
60口	年額 36,720円 月額 3,060円	年額 11,520円 月額 960円	600万円	1,200万円	540万円～24万円	日額 6,000円
50口	年額 30,600円 月額 2,550円	年額 9,600円 月額 800円	500万円	1,000万円	450万円～20万円	日額 5,000円
40口	年額 24,480円 月額 2,040円	年額 7,680円 月額 640円	400万円	800万円	360万円～16万円	日額 4,000円
30口	年額 18,360円 月額 1,530円	年額 5,760円 月額 480円	300万円	600万円	270万円～12万円	日額 3,000円
20口	年額 12,240円 月額 1,020円	年額 3,840円 月額 320円	200万円	400万円	180万円～ 8万円	日額 2,000円
10口	年額 6,120円 月額 510円	年額 1,920円 月額 160円	100万円	200万円	90万円～ 4万円	日額 1,000円

※不慮の事故による障害共済金の最高保障額は、重度障害共済金を含めた保障額です。

◎病気入院共済金は2020年より廃止となりました。割戻金が発生した場合は加入者の出資金に振り替えられます。



万一の交通事故にも
そなえて

交通事故のトータル保障
交通災害共済
交通災害共済F型

まかせて安心、ワイドな保障



① 自動車などによる
事故



② 航空機・船舶での
事故



③ 列車・駅改札内での
急激かつ偶然な外因
による不慮の事故



④ 道路通行中の
建造物などからの
落下物による事故



⑤ 道路通行中の
土砂くずれなどによる
事故



⑥ 道路通行中の
爆発などによる
事故

加入 口数	掛金(年額)	交 通 事 故 に よ る			
		死亡・重度障害 共済金 交通事故による死亡	障害共済金 身体障害等級の 1級から14級	入院共済金 (最高180日)	通院共済金 (最高90日)
25口	3,600円 (月額300円)	500万円	500万円～20万円	日額 7,500円	日額 3,750円

※入院共済金は、事故の日から180日以内に開始した入院について、5日目からの入院に対して共済金を支払います。

※入院共済金と通院共済金の支払い対象日数は、それぞれの限度額によって支払います。

共済金請求の際、
公的証明書
(交通事故証明書等)
が必要となります

※通院

医師による治療が必要で、かつ病院または診療所へ通い治療を受けることをいいます。また、次の場合は通院日数に含めます。

- ①往診による医師の治療の場合
- ②ギプス固定等により、平常の生活または業務に従事できない場合
- ③その他当会が入院中であっても通院とみなす場合

※ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院は通院日数に含めません。

※海外で事故にあったときも対象になります。

加入資格

本人および生計を一に
するご家族の方。
いずれも年齢・健康状
態は問いません。

給付例 こんなときには、こんな保障が! (25口加入の場合)

例1

あ～災難、
会社の帰りに交通事故!



交通事故による
入院30日分 通院10日分
262,500円

例2

歩いていて建造物等から頭上に
物が落ちてきてけがをした!



医師の診断を受けて
通院10日分
37,500円

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

神奈川推進本部

(神奈川県労働者共済生活協同組合)

<https://www.zenrosai.coop>

- ▶川崎エリア推進課
- ▶横浜北エリア推進課
- ▶横浜・三浦エリア推進課
- ▶湘南・西湘エリア推進課
- ▶県央エリア推進課

☎045-201-6031
☎045-201-6031
☎045-201-6031
☎046-235-8891
☎046-235-8891

ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特に確認していただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除きます。)*細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済coop(以下「当会」といいます。)*までお問い合わせください。

<ご契約内容となる事業規約・細則について>

- 交通災害共済および住まいる共済の事業規約・細則は当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。
- 団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

セット共済

団体生命共済

団体定期生命共済

交通災害共済

交通災害共済

2021年4月版

商品名称と該当する事業規約名

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済
交通災害共済	交通災害共済

団体生命共済・交通災害共済 共通項目

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

掛金と初回掛金の払込方法について

掛金の払込方法は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります。

契約について

1. 契約の方法
契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。所属する団体により異なりますので、リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。
2. 掛金について
掛金については、P2～P3でご確認ください。

共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。
- 2.1. にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。
 - (1)契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」といいます。))を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。
※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。なお、戸籍上の性別が同一である場合については、2020年4月1日以降に発効する契約より配偶者に含みます。
 - (2)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
 - (3)契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4)(2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (5)(3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- 2.2. において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- 5.4.1. により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- 7.4.1. により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

クーリングオフについて

共済契約申込者は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、共済契約者(以下「契約者」といいます。)*の氏名、住所、被共済者の氏名(団体生命共済・交通災害共済の場合)、共済の目的(保障の対象)の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属する団体を通じて当会に提出してください。

申込書および質問表の記入について

1. 加入申込書(以下「申込書」といいます)は当会と契約を締結するもの、および質問表は健康状態などを告知いただくものとして重要です。契約者自身にご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。
※団体生命共済および交通災害共済にお申し込みいただく場合には、被共済者になれる方の同意を得てください。
2. 質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

契約の成立と効力の発生について

契約が成立し、保障が開始される日時は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

2回目以降の掛金払込と払込猶予期間・契約の失効

所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

1. 団体一括払込団体
払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。
2. 掛金口座振替特則適用団体
(1)月払いによる口座振替(口振)は、毎月28日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。
なお、掛金の払込期日は毎月の発効当日の前日の属する月の末日です。
※その他の払込方法の場合は当会までお問い合わせください。
(2)払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。
詳しくは当会までお問い合わせください。

規約および細則の変更について

1. 当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。
- 2.1. の場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。
3. 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。

共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は生命保険料控除の対象、自然災害共済(住まいる共済)の地震等損害部分に相当する掛金は地震保険料控除の対象となります。

契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人）を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
4. 他の共済・保険契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
5. 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
- ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
- ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

団体生命共済のご契約

契約概要

団体生命共済について

1. 被共済者になることができる方
発効日または更新日に、次の(1)および(2)を満たしている方です。
- (1)被共済者の範囲
- ① 契約者（団体の構成員。以下同じです）
 - ② 契約者の配偶者
 - ③ 契約者と同一生計で次に該当する満24歳までの未婚の方
 - ア 契約者の子
 - イ 契約者の配偶者の子
 - ※1家族（配偶者・子）の加入には契約者本人の加入が必要です。
 - ※2被共済者の範囲は、所属する団体により異なりますので、リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。
- (2)申込日（告知日）時点で質問表のいずれにも該当しない方
申込日（告知日）時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては、必ず申込日（告知日）をご記入ください。
- ① 現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしている、または、入院・安静加療*2・手術*3を要すると診断されている。
 - ② 過去1年以内に、下記の疾病（注）により、医師の治療*4を受けたこと、または、医師の治療*4を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している*5場合は該当しません。
 - ③ 過去1年以内に、病気*1やけが（手足の骨折を除きます）のため、連続して14日以上入院・安静加療をしたこと*6、または、手術*3を受けたことがある。

（注）「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

ア 新生物（がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。）
イ 糖尿病
ウ 疾患（心臓病など。高血圧症を含みます。）
エ 脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。）
オ 胃、腸の疾患（胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。）
カ 肝臓、脾臓の疾患（肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など。）
キ 腎臓の疾患（腎炎、腎不全、ネフローゼなど。）
ク 呼吸器の疾患（肺炎、肺結核、肺炎腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。）
ケ 精神障がい（うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。）
コ 神経の疾患（髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。）
サ 血管および血液の疾患（動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。）
シ 眼の疾患（白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。）
ス 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患（強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。）

- *1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常（帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・流産等）を含みます。
- *2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。
- *3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金のお支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。
- *4「医師の治療」とは、投薬、医学的処置、および食事療法などをいいます。
- *5「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。
- *6「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の

安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

■契約を更新（継続）される方は、質問表に該当した場合でも、これまで加入していた共済金額の範囲内で継続することができます。

2. 被共済者になることができない方

- (1)質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。
- (2)発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
- ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。
- （加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。）

割り戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

共済金をお支払いする場合

1. 基本契約
- ＜死亡共済金・重度障害共済金＞
- 被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
- ※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いしません。
2. 傷害特約（災害特約・災害死亡特約・災害入院特約）
- 特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。
- ＜災害死亡共済金（災害特約・災害死亡特約）＞
- 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。
- ＜障害共済金（災害特約・災害死亡特約）＞
- 被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に次の(1)または(2)の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。
- (1) 重度障がいの状態となったとき
 - 「災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額」
 - (2) 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

障害共済金＝災害特約共済金額 ×「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合
--

＜災害入院共済金（災害入院特約）＞

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に1日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

災害入院共済金＝災害入院特約共済金額（日額）×入院日数

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3. 病氣入院特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

＜病氣入院共済金＞

被共済者が共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

病氣入院共済金＝病氣入院特約共済金額（日額）×入院日数

なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

＜疾病障害見舞金＞

被共済者（病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります）が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします（それぞれ1回のみのお支払いとなります）。

- (1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
 - ※一時的な装着やすでに装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品（電池など）の交換を除きます。
- (2) 心臓に人工弁を置換したもの
 - ※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
- (3) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
 - ※一時的な人工透析療法を除きます。
 - ※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。
 - ※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。
 - ア. 人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき
 - イ. 腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき

- (4)直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
(5)ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの

疾病障害見舞金＝病氣入院特約共済金額(日額)×40

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取または臓器の採取・摘出を直接の目的とした手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

ドナー支援金＝病氣入院特約共済金額(日額)×10

- ※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。
※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象なりません。
※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

4.新手術特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<新手術共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(4)のすべてを満たす手術を受けた場合に、次の金額を新手術共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する手術

- ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術

- ②疾病を原因とする手術

(2)治療を直接の目的とする手術

(3)病院または診療所において受けた手術

(4)次のいずれかの種類に該当する手術

- ①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表によるものとし、次に掲げる手術を除きます。

ア.創傷処理

イ.皮膚切開術

ウ.デブリードマン

エ.骨・軟骨または関節の、非観血的整復術・非観血的整復固定術および非観血的授動術

オ.抜歯手術

カ.医科診療報酬点数表における診療報酬点数が1,400点未満の手術

※診療報酬点数には、手術に際して使用した材料・麻酔・薬剤などの費用や加算にかかる点数は含みません。

※診療報酬点数が1,400点未満の手術を同時に2つ以上受けた場合であっても、1,400点未満の手術を1つのみ受けたものとみなして取り扱います。

- ②先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術および①のア.からエ.までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含みません。

新手術共済金＝新手術特約共済金額×10

※新手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、1つの手術を受けたものとしてお支払いします。

※同一の手術を複数回受けた場合で、これらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けたときでも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、1つの手術を受けたものとみなします。

※新手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

※公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表において手術料の算定対象として列挙される手術を含みます。

<放射線治療共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(4)のすべてを満たす施術(以下「放射線治療」といいます)を受けた場合に、次の金額を放射線治療共済金としてお支払いします。

(1)次のいずれかに該当する施術

- ①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術

- ②疾病を原因とする施術

(2)治療を直接の目的とする施術

(3)病院または診療所において受けた施術

(4)次のいずれかの種類に該当する施術

- ①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表によるものとし、

- ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

放射線治療共済金＝新手術特約共済金額×10

※放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療についてはお支払いの対象なりません。

※放射線治療共済金の支払事由に該当する2つ以上の施術を同時に受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

※同一の施術を複数回受けた場合で、これらの施術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けたときでも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている施術に該当するときは、1つの施術を受けたものとみなします。

※放射線治療共済金の支払事由に該当する施術を受けた場合で、その施術が医科診療報酬点数表において1日につき放射線治療料が算定されるものとして定められている施術に該当するときは、その施術を受けた1日目のみ施術を受けたものとみなします。

※公的医療保険制度にもとづく歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の

算定対象として列挙されている施術のうち、医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象として列挙される施術を含みます。

5.重度障害支援特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<重度障害支援共済金>

被共済者が次の(1)および(2)を満たす場合に、次の金額を重度障害支援共済金としてお支払いします。

(1)重度障害共済金が支払われること

(2)重度障がいの状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日に生存していること

重度障害支援共済金＝被共済者が重度障がいの状態となった日における
重度障害支援特約共済金額

6.身体障害特約

特約の付带有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

<身体障害共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に身体障害者福祉法に定める障がいの状態となり、かつ、同法にもとづく身体障害者手帳の交付を受けた場合に、身体障害者手帳に記載された障がいの級別ごとに次の金額を身体障害共済金としてお支払いします。

・障がいの級別が1級、2級、3級のとき
身体障害共済金＝身体障害特約共済金額
・障がいの級別が4級、5級、6級のとき
身体障害共済金＝身体障害特約共済金額×50%

※共済期間中に身体障害者手帳の交付を受けた場合で、その障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の再交付を受けたときには、次のとおり取り扱いします。

(1)再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象なりません。

(2)再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。
「身体障害特約共済金額×50%」

(3)再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象なりません。

※身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合)前にすでに障がいの状態であった場合(身体障害者手帳の交付を受けていない場合を含みます)において、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)以後にその障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の交付または再交付を受けたときには、次のとおり取り扱いします。

(1)障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったときは、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象なりません。

(2)障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。
「身体障害特約共済金額×50%」

(3)障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象なりません。

※身体障害特約(全員一律加入部分および家族全員一律加入部分を除きます)の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に障がいの状態となったときには、お支払いの対象なりません。

<死亡弔慰金>

被共済者が共済期間中に死亡した場合に、次の金額を死亡弔慰金としてお支払いします。

死亡弔慰金＝身体障害特約共済金額×5%

ただし、次の(1)または(2)に該当する場合には、死亡弔慰金として「身体障害特約共済金額×10%」をお支払いします。

(1)共済期間中に障がいの級別が1級、2級、3級の身体障害者手帳の交付・再交付を受け、その後に死亡したとき

(2)障がいの状態が、身体障害特約の発効日または更新日前にすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったとき

共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

- 1.事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- 2.事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- 3.正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
- 4.正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療せなかったことによる影響

<重度障害支援共済金>

重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態となったときには、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害支援共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた重度障害支援特約共済金額が減額の対象となります。

共済金の年金払いについて

- 1.死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること(以下「年金払い」といいます)ができます。
※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済年金払特則が付帯されている場合に限ります。
- 2.年金払いによる年金の受取人(以下「年金受取人」といいます)になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
- 3.2.にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

- (1)契約者の配偶者
(2)契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(3)契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
(4)①から③までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族
※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。
なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、前記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り(お支払い)となります。

4.年金払いのお取扱内容

- (1)年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。
(2)年金の種類は、確定年金です。
※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただきます。
(3)年金の型は、定額型(年金の額が毎年一定)です。
(4)年金のお支払方法
①年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします(年1回受け取り)。
※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算します。
②年金を分割して受け取ることができます。
※年2回受け取り:年金年額36万円以上、年4回受け取り:年金年額36万円以上、年6回受け取り:年金年額48万円以上である場合に限ります。
③年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。
※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。
(5)年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。
(6)年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1)契約が解除されたとき (2)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)共済金受取人の故意によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除く) など
3.重度障がい原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2)被共済者の故意(自殺行為を除く)によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除く) など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の故意または重大な過失によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6)被共済者者の精神障害または泥酔によるとき (7)被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1)契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 1.契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2.被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
3.契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
4.被共済者が発効日または更新日に契約概要「団体生命共済について」1.被共済者になることができる方の範囲外であったとき
5.共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
6.契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
7.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき など
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 1.被共済者が死亡したとき
2.被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金を支払われた場合に限ります)
※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所屬する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 1.契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)
2.契約者の住所を変更したとき
3.被共済者が契約概要「団体生命共済について」の1.被共済者になることができる方の範囲外になったとき

交通災害共済のご契約

契約概要

被共済者になることができる方

被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

- 1.契約者(団体の構成員。以下同じです)
2.契約者の配偶者
3.2.以外の契約者と生計を一にする親族

交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

- 1.運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです)との衝突、接触等による事故。
2.運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故。
3.運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故。
4.乗客(入場客を含みます)として、改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故。
5.道路(道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする)を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故。
①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
③火災または破裂・爆発
※運行中には「駐車中」は含みません。

交通機関の範囲について

- 1.汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー(ロープウェーを含みます)、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
2.自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両(道路交通法(昭和35年6月25日法律105号)第2条(定義)第1項第8号から第12号までに規定するもの)。ただし、次のものは含みません。
(1)身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
(2)道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第3条(道路の種類)に定める道路(市町村道以上の道路)を運行中の原動機付耕運機
3.航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第2条(定義)第1項に規定する航空機
4.船舶職員法および小型船舶操縦者法(昭和26年4月16日法律第149号)第2条(定義)第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

共済金をお支払いする場合

<死亡共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます)中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。
※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

入院共済金＝入院共済金額(日額)×(入院日数(184日限度)－免責4日※)

※免責4分については、通院共済金をお支払いします。

<通院共済金>

被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

通院共済金＝通院共済金額（日額）×通院日数（90日限度）

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意

<A型・C型・D型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故による入院の場合は、入院共済金額を「契約口数×50円または、1,000円のうちのいずれか少ない金額」として、入院共済金をお支払いします。なお、通院の場合については共済金のお支払いの対象なりません。

<E型・F型>

被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金がお支払いの対象なりません。

共済金を減額する場合

被共済者が交通事故により損害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

注意喚起情報

共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

1. 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
4. 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
6. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
7. 原因がいかなる場合でも頭部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
8. 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください）
9. 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
10. 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）
11. 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
(1) 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
(2) 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
13. 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
14. 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
15. 契約が解除されたとき

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日に、すでに死亡していたとき
 2. 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 4. 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
 5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
4. 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
5. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどう

の確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

当会は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

当会は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

お申し込みの際には、必ずお読みいただき、ご回答ください。

下記の内容は、団体生命共済、交通災害共済を申し込んでいただくうえで、重要な事項です。よくお読みのうえ、ありのまま正確にご回答ください。もし、事実を回答せず、または事実でないことを回答したときは、契約は解除され、共済金をお支払いできないことがあります。

質問 A

団体生命共済に加入される方へ(加入申込書「質問A」欄に記入してください)

新規または増額して加入される方(被共済者)は、以下のいずれかに該当しますか。該当する方のみ「質問A」回答欄の「該当する」に○印をつけてください。○印がない場合は「いずれにも該当しない」と回答したものとさせていただきます。

1. 現在、病気(注1)やけがのため、入院・安静加療(注2)をしている、または、入院・安静加療(注2)・手術(注3)を要すると診断されている。
2. 過去1年以内に、下記の疾病(注4)により、医師の治療(注5)を受けたこと、または、医師の治療(注5)を要すると診断されたことがある。ただし、現在、その疾病が完治している(注6)場合は該当しません。
3. 過去1年以内に、病気(注1)やけが(手足の骨折を除きます)のため連続して14日以上入院・安静加療をしたこと(注7)、または、手術(注3)を受けたことがある。

(注1) 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。

(注2) 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

(注3) 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金のお支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

(注4) 「下記の疾病」とは、以下に掲げるものをいいます。

ア. 新生物
(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など)

イ. 糖尿病

ウ. 心疾患
(心臓病など。高血圧症を含みます)

エ. 脳血管疾患
(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓症など)

オ. 胃、腸の疾患
(胃かいよう、十二指腸かいよう、腸閉塞、かいよう性大腸炎、腹膜炎など)

カ. 肝臓、脾臓の疾患
(肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など)

キ. 腎臓の疾患
(腎炎、腎不全、ネフローゼなど)

ク. 呼吸器の疾患
(肺炎、肺結核、肺炎腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など)

ケ. 精神障がい
(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など)

コ. 神経の疾患
(髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど)

サ. 血管および血液の疾患
(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など)

シ. 眼の疾患
(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など)

ス. 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患
(強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病、ベーチェット病、免疫不全症候群など)

(注5) 「医師の治療」とは、投薬、医学的処置、および食事療法などをいいます。

(注6) 「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。

(注7) 「連続して14日以上入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

質問 B

交通災害共済に加入される方へ(加入申込書「質問B」欄に記入してください)

新規または継続して加入される方(被共済者)について、他の保険会社やJA共済等と締結している保険(共済)契約はありますか。契約のある方は「該当する」に○印をつけてください。

※保険(共済)契約とは、次のものをいいます。

- 普通傷害保険(共済) ●交通事故傷害保険(共済) ●ファミリー交通傷害保険
- 積立ファミリー交通傷害保険 ●所得補償保険 ●家族傷害保険

お申し込みにつきましては、各支部までお問い合わせください。

掛金の計算をしてみましょう

月払掛金計算表

団体生命共済※1

	口数		1口あたりの月払掛金		金額
組合員		×	51 円	=	円
					+
配偶者		×	51 円	=	円
					+
子ども		×	16 円	=	円
					+
子ども		×	16 円	=	円

交通災害共済※2

	口数	月払掛金	加入者数	金額
交通災害	25 口	300 円	×	人 = 円

※1 団体生命共済に加入できる範囲・口数は P.1 ～P.2 をご参照ください。

※2 交通災害共済は25口のみです。詳しくは P.3 をご参照ください。

合計

|| 円

年払掛金計算表

団体生命共済※1

	口数		1口あたりの年払掛金		金額
組合員		×	612 円	=	円
					+
配偶者		×	612 円	=	円
					+
子ども		×	192 円	=	円
					+
子ども		×	192 円	=	円

交通災害共済※2

	口数	年払掛金	加入者数	金額
交通災害	25 口	3,600 円	×	人 = 円

※1 団体生命共済に加入できる範囲・口数は P.1 ～P.2 をご参照ください。

※2 交通災害共済は25口のみです。詳しくは P.3 をご参照ください。

合計

|| 円